

企画競争実施の公示

令和2年3月27日

近畿地方整備局長
井上 智夫

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 大型車の通行適正化に関する啓発活動支援業務

(2) 業務内容 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対して効果的な啓発活動の取組内容を提案し、その効果検証を実施するとともに、関係機関・団体等が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」の運営を行うものである。

1) 啓発活動

- ① 啓発活動の企画提案及び実施
- ② 啓発活動支援ツールの作成
- ③ 広報用イベントへの参加
- ④ 啓発活動の効果検証

2) 連絡協議会等の運営

対象となる会議

及び実施回数	①連絡協議会	1回
	②総括ワーキンググループ	2回
	③合同取締ワーキンググループ	3回
	④特殊車両許可迅速化に向けたプロジェクトチーム会議	1回
	⑤過積載防止対策懇談会	1回

実施予定時期 : 別途協議のうえ決定する。

運営内容 : ・会議資料作成、印刷、製本
・会場設営（借り上げ費は含まない）
・会議運営（受付、案内、マイク操作 等）
・会議内容の記録
（議事録・要約資料の作成、写真撮影）
・公表用資料の作成
・その他、発注者が指示した事項

会議資料作成 : 会議資料の作成にあたっては、調査職員と議

題、内容詳細について協議を行うこと。

上記①～③の会議については、啓発活動と合同取締に関する内容を中心とし、大型車の通行適正化および特殊車両通行許可制度に関する話題提供、情報共有等、本協議会をとり巻く社会情勢全般にわたる内容を主としてとりまとめること。

上記④、⑤の会議については別途調査職員と協議を行うこと。なお、議題の作成にあたっては背景、根拠資料等、事務局として調査職員が説明するための資料を併せて作成すること。

会場設営 : 会場は原則として発注者において確保するものとするが、会場借上げ費（マイク等備品を含む。）が必要となった場合は、調査職員と協議の上、設計変更の対象とする。

(3) 履行期限 令和3年 2月26日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度または、令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 下記に示される同種又は類似業務について、平成22年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：特殊車両の通行に関する広報活動を実施した業務
（単純印刷作業を除く）
 - ・類似業務：特殊車両の通行許可審査に関する業務
- (5) 配置予定技術者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成22年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：特殊車両の通行に関する広報活動を実施した業務
（単純印刷作業を除く）
 - ・類似業務：特殊車両の通行許可審査に関する業務
- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房

会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電話 06-6942-1141（代表） FAX 06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年3月27日から令和2年4月8日までの土曜日、日曜日、
祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は
3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年4月8日16時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。